

株券が無効となる旨の公告

平成 20 年 12 月 22 日

株主および質権者各位

宮崎県宮崎市大字本郷北方 2485 番地 20
株式会社 アリサカ
更生管財人 弁護士 江藤 利彦

当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)(以下「決済合理化法」といいます)附則第 6 条第 1 項の定めに基づき、決済合理化法の施行日である平成 21 年 1 月 5 日を効力発生日として、株券を発行しない旨の定めを設ける定款の変更の決議をしたものとみなされることとなり、同日に当社の株券は無効となりますので、決済合理化法附則第 6 条第 5 項の定めに基づき、公告いたします。

以上